相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区道修町一丁目六番地、最後の住所大阪市淀川区加島三丁目一一番五三―三〇四号　被相続人　亡　大西　悠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川三六五七番地ロ、最後の住所宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折一八五〇番地一八戸清流園

被相続人　亡　福原　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日

宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川四七五六番地　相続財産管理人　梅田　文男

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十八年五月二日

一　墳墓等所在地　京都府京都市下京区三哲通大宮東入八条坊門町五六四番地の一、同一五〇番地、同一五〇番地の一

一　墳墓等の名称　龍岸寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　京都府京都市下京区三哲通大宮東入八条坊門町五六四番地　龍岸寺代表役員　池口　龍法

任意清算公告

当法人は、平成二十八年三月三十一日をもって解散し、清算をしますので、この清算に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月二日

東京都豊島区池袋二丁目一四番三号

アーム税理士法人

社員　大輪　好輝

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二日

東京都墨田区千歳二丁目三番九号

三浦印刷株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　大橋　治泰

新仁賀保風力発電事業（仮称）環境影響評価書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十一条第一項の規定に基づき、「新仁賀保風力発電事業（仮称）環境影響評価書」（以下「評価書」という。）を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社

代表者　取締役社長　北村　雅良

所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　新仁賀保風力発電事業（仮称）

種類　風力（陸上）

規模　出力六万六千七百キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

秋田県にかほ市仁賀保高原

四、関係地域の範囲

秋田県にかほ市

五、評価書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

秋田県庁　生活環境部環境管理課（秋田県秋田市山王四丁目一番一号）

にかほ市役所象潟庁舎　総務部企画課（秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田一番地）

にかほ市役所仁賀保庁舎　市民サービスセンター（秋田県にかほ市平沢字鳥ノ子源二一番地）

にかほ市役所金浦庁舎　市民サービスセンター（秋田県にかほ市金浦字花潟九三の一）

縦覧期間

平成二十八年五月二日（月）から平成二十八年六月一日（水）まで

（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

評価書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十八年五月二日（月）から六月一日（水）までご覧いただけます。

六、お問い合わせ先

電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室

電話　〇三（三五四六）九六〇〇

（平日午前九時から午後五時まで）

平成二十八年五月二日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長　北村　雅良

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年5月2日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社行動通信（行動通信トラベル）　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―6419号　④有限会社行動通信　東京都荒川区南千住8―6―2―1513　取締役　石井由姫　⑤本社営業所　東京都荒川区南千住8―6―2―1513　⑥平成23年3月24日　⑧平成28年3月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都荒川区南千住八丁目6番2―1513号　有限会社行動通信　取締役　石井由姫

C　①株式会社ザイマックストラベルデザイン　②第2種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第2―2773号　④株式会社ザイマックストラベルデザイン　大阪市北区堂島一丁目1番5号　代表取締役　久森健二　⑤大阪営業所　大阪市北区堂島一丁目1番5号ザイマックス梅田新道ビル4階　⑥平成27年9月15日　⑨平成28年3月17日　⑩1100万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区堂島一丁目1番5号　株式会社ザイマックストラベルデザイン　代表取締役　久森健二